

## 2 訪問介護（根拠法令）

### （１） 令和６年度介護報酬改定で変更があった加算

令和６年度報酬改定で要件の変更及び追加となった加算は以下のとおりです。加算を取得する際は算定要件の確認をお願いします。

- ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算

H12 厚告 19 別表 1 注 5、H12 老企 36 第 2 の 2 (10)、H27 厚労告 95 二

- ・ 業務継続計画未策定減算

H12 厚告 19 別表 1 注 6、H12 老企 36 第 2 の 2 (11)、H27 厚労告 95 二の二

- ・ 特定事業所加算

H12 厚告 19 別表 1 注 10、H12 老企 36 第 2 の 2 (14)、H27 厚労告 95 三

- ・ 同一建物減算

H12 厚告 19 別表 1 注 12、H12 老企 36 第 2 の 2 (16)、H27 厚労告 95 三の二

- ・ 口腔連携強化加算

H12 厚告 19 別表 1 へ、H12 老企 36 第 2 の 2 (23)、H27 厚労告 95 三の三

- ・ 認知症専門ケア加算

H12 厚告 19 別表 1 ト、H12 老企 36 第 2 の 2 (24)、H27 厚労告 95 三の四

- ・ 介護職員等処遇改善加算

H12 厚告 19 別表 1 チ、H12 老企 36 第 2 の 2 (25)、H27 厚労告 95 四

### （２） サービス行為ごとの区分

#### ★ 対象サービス…訪問介護、訪問介護相当サービス

訪問介護の区分については、「身体介護が中心である場合」、「生活援助が中心である場合」の 2 区分とされています。これらの型の適用に当たって、訪問介護事業者は、居宅サービス計画作成時点において、**利用者が選択した居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意**するとともに、訪問介護計画の作成の際に、**利用者又はその家族等への説明を十分に行い、その同意の上、いずれの型かを確定**してください。

（参考）根拠法令 H12 厚告 19 別表 1 注 1、2、7

#### H12 老企 36 第 2 の 2

（１） 「身体介護」及び「生活援助」の意義について

注2の「**身体介護**」とは、**利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助であり、1人の利用者に対して訪問介護員等が1対1で行うものをいう。**（特別な事情により複数の利用者に対して行う場合は、1回の身体介護の所要時間を1回の利用者の人数で除した結果の利用者1人当たりの所要時間が（4）にいう要件を満たすこと。）その具体例としては、例えば、「食事介助」の場合には、食事摂取のための介助のみならず、そのための一連の行為（例：声かけ・説明→訪問介護員等自身の手洗等→利用者の手拭き、エプロンがけ等の準備→食事姿勢の確保→配膳→おかずをきざむ、つぶす等→摂食介助→食後安楽な姿勢に戻す→気分の確認→食べこぼしの処理→エプロン・タオルなどの後始末・下膳など）が該当するものであり、具体的な運用に当たっては、利用者の自立支援に資する観点からサービスの実態を踏まえた取扱いとすること。（**具体的な取扱いは「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）を参照**すること。）

また、「利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助」とは、利用者の日常生活動作能力などの向上のために利用者の日常生活動作を見守りながら行う手助けや介助に合わせて行う専門的な相談助言を言うこと。

なお、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）の業務を行うための登録を受けている事業所が、指定訪問介護として行うたんの吸引等に係る報酬上の区分については「身体介護」として取り扱うこと。

注3の「**生活援助**」とは、**身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助とされたが、次のような行為は生活援助の内容に含まれないものである**ので留意すること。（具体的な取扱いは「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日老振第76号）を参照すること。）

① **商品の販売や農作業等生業の援助的な行為**

② **直接本人の援助に該当しない行為**

- ・ **主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為**

③ **日常生活の援助に該当しない行為**

- ・ **訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為**
- ・ **日常的に行われる家事の範囲を超える行為**

**H12 老企 36 第2の2**

**（2）訪問介護の区分**

訪問介護の区分については身体介護が中心である場合（以下「身体介護中心型」という。）、生活援助が中心である場合（以下「生活援助中心型」という。）の2区分とされたが、これらの型の適用に当たっては、**1回の訪問介護において「身体介護」と「生活援助」が混在するような場合について、全体としていずれかの型の単位数を算定するのではなく、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとする**（（3）に詳述）。この場合、身体介護のサービス行為の一連の流れを細かく区分しないよう留意すること。例えば、「食事介助」のサービス行為の一連の流れに配下膳が含まれている場合に、当該配下膳の行為だけをもってして「生活援助」の一つの単独行為として取り扱わない。

いずれの型の単位数を算定するかを判断する際は、まず、身体介護に要する一般的な時間や内容からみて、身体介護を構成する個々の行為を

- ① 比較的手間のかからない体位変換、移動介助、移乗介助、起床介助（寝床から起こす介助）、就寝介助（寝床に寝かす介助）等の「動作介護」
- ② ある程度手間のかかる排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等の「身の回り介護」
- ③ さらに長い時間で手間のかかる食事介助、全身清拭、全身浴介助等の「生活介護」に大きく分類することとし、その上で、次の考え方を基本に、訪問介護事業者は、居宅サービス計画作成時点において、利用者が選択した居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意するとともに、訪問介護計画の作成の際に、利用者又はその家族等への説明を十分に行い、その同意の上、いずれの型かを確定するものであること。

① 身体介護中心型の所定単位数が算定される場合

- ・ 専ら身体介護を行う場合
- ・ 主として「生活介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の生活援助を行う場合

（例）簡単な調理の後（5分程度）、食事介助を行う（50分程度）場合（所要時間30分以上1時間未満の身体介護中心型）。

② 生活援助中心型の所定単位数が算定される場合

- ・ 専ら生活援助を行う場合
- ・ 生活援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合

（例）利用者の居室から居間までの移動介助を行った後（5分程度）、居室の掃除（35分程度）を行う場合（所要時間20分以上45分未満の生活援助中心型）。

なお、**訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できない。**

## **H12 老企 36 第2の2**

（3）1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い

1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ**具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間に基づき、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせで算定することとする。**なお、身体介護中心型の単位数に生活援助が20分以上で65単位、45分以上で130単位、70分以上で195単位を加算する方式となるが、1回の訪問介護の全体時間のうち「身体介護」及び「生活援助」の所要時間に基づき判断するため、実際のサービスの提供は身体介護中心型の後に引き続き生活援助中心型を行う場合に限らず、例えば、生活援助の後に引き続き身体介護を行ってもよい。

(例) 寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、居室の掃除を行う場合。

〔具体的な取扱い〕「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に以下のいずれかの組み合わせを算定

- ・身体介護中心型 20 分以上 30 分未満 (244 単位) + 生活援助加算 45 分 (130 単位)
- ・身体介護中心型 30 分以上 1 時間未満 (387 単位) + 生活援助加算 20 分 (65 単位)

なお、**20 分未満の身体介護に引き続き生活援助を行う場合は、引き続き行われる生活援助の単位数の加算を行うことはできない**（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。）。

### （３）同居家族等がいる場合における生活援助等の取扱い

#### ★ 対象サービス…訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス

介護保険制度においては、利用者の状況に応じた適切なケアプランに基づき利用者に必要なサービスが提供されるべきですが、同居の家族がいることのみを判断基準として、機械的にサービスに対する介護給付の可否を判断している事例が多くみられます。

適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況等に応じて具体的に判断するようお願いします。

（参考）根拠法令 H12 厚告 19 別表 1 注 3 H12 老企 36 第 2 の 2（6）

「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて」（平成 19 年 12 月 20 日 厚生労働省老健局振興課 事務連絡）

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについては、自立支援に資する必要なサービスが提供されるという介護保険の基本理念に基づき、従来より下記のとおり取扱いとしてきたところであり、厚

生労働省としては、全国会議等を通じて周知を図ってきたところであります。

**介護保険制度においては、利用者の状況に応じた適切なケアプランに基づき利用者に必要なサービスが提供されるべきである**ところ、一部の市町村においては、個別具体的な状況を踏まえないで、同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する介護給付の支給の可否について決定しているとの情報が寄せられていることから、各都道府県におかれましては、管下の市町村に対して、訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスにおける「同居家族等」については、下記のと通りの取扱いである旨を改めて周知を徹底していただくとともに、介護サービス事業者、関係団体、利用者等に対しても幅広く情報提供していただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 訪問介護サービスのうち、「生活援助」については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）において、「単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるもの」に対して行われるものとしており、さらに、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年老企第 36 号）において、**「障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」に行われることとしている。この趣旨は、同様のやむを得ない事情とは、障害、疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断される**というものである。したがって、市町村においては、**同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しない**ようにされたい。
- 2 介護予防訪問介護サービスについては、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）において、「利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと」としているが、上記 1 と同様に、市町村においては、**同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に予防給付の支給の可否を機械的に判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて、適切に判断されたい。**

※訪問介護相当サービス及び生活援助型訪問サービスについても、同通知を参照して下さい。

#### （４）院内介助の取扱い

##### ★ 対象サービス…訪問介護、訪問介護相当サービス

院内介助は、原則、病院のスタッフが行うべきですが、病院のスタッフが対応することができない場合で、**ケアマネジャーがケアプランに必要性を位置付けて実施する場合については、例外的に算定**できます。その場合は、**ケアマネジャーが単独で判断するのではなく、主治医等の意見を踏まえ、サービス担当者会議で協議するなど、その必要性については十分に検討**するとともに、検討した内容を記録等に残しておく必要があります。

#### 「訪問介護における院内介助の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 28 日 厚生労働省老健局振興課 事務連絡）

標記については、「『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係について」（平成 15 年 5 月 8 日老振発第 0508001 号、老老発第 0508001 号）において、「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる」とされているところです（ただし、**「通院等のための乗車又は降車が中心である場合」の院内介助については、「通院のための乗車又は降車の介助」として包括して評価**されます。）。

院内介助が認められる場合については各保険者の判断となりますが、院内介助について、一部で、一切の介護報酬上の算定を拒否されているとの指摘もあり、院内介助であることをもって、一概に算定しない取扱いとすることのないよう願います。

当課では、この度、院内介助の判断に資するべく、別添のとおり各都道府県・保険者が作成・公表している対応事例を取りまとめました。各都道府県・保険者においては、**①適切なケアマネジメントを行った上で、②院内スタッフ等による対応が難しく、③利用者が介助を必要とする心身の状態であることを要件**としているところが多く見られ、また、利用者が介助を必要とする心身の状態である場合の例としては、以下のような事例が挙げられておりましたので、参考として活用していただきますよう願います。

#### 【利用者が介助を必要とする心身の状態である場合の例】

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 認知症その他のため、見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合 等

別添（略）

## (5) 通院等乗降介助

### ★ 対象サービス…訪問介護

通院等乗降介助は、利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に算定するものです。その利用目的について、「**通院等のため**」とは、「**身体介護中心型**」としての**通院・外出介助と同じもの**とされています。通院等乗降介助は、**居宅が始点又は終点であることを条件としています**。目的が通院等であっても、始点又は終点が居宅でない場合は、算定できません。

なお、この場合の「**通院等**」には、**入院と退院も含まれます**。

また、通所サービス又は短期入所サービスにおいて利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合は、**当該利用者の心身の状況により当該事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、「通院等乗降介助」は算定できません**ので、ご注意ください。

### (参考) 根拠法令 H12 厚告 19 別表 1 注 4

#### H12 老企 36 第 2 の 2

(7) 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合

- ① 指定訪問介護事業者が注 4 の「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、「身体介護中心型」の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのものすなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は、引き続き、評価しない。
- ② 注 4 において「通院等乗降介助」の単位を算定することができる場合、片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。
- ③ 複数の要介護者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に 1 人の利用者に対して 1 対 1 で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化すること。
- ④ **利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものである。なお、この場合の「通院等」には、入院と退院も含まれる。**
- ⑤ サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しない

ように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。

また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とならない。

- ⑥ 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「身体介護中心型」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「目的地（病院等）に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「身体介護中心型」として算定できない。

なお、1人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1回の「通院等乗降介助」として算定し、訪問介護員等ごとに細かく区分して算定できない。

- ⑦ 「通院等乗降介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の一つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、居宅サービス計画において、
- ア 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由
  - イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨
  - ウ 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していることを明確に記載する必要がある。

- ⑧ **目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、目的地（病院等）間の移送や、通所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地（病院等）への移送に係る乗降介助に関しても、同一の指定訪問介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。なお、この場合、通所サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算（以下の具体的取扱いにおいて「送迎減算」という。）が適用となり、短期入所サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できない。**

**〔具体的な取扱い〕 居宅が始点又は終点であること及び同一の訪問介護事業所の通院等乗降介助を利用することを条件に算定する。具体例は以下のとおり。**

- a 利用者が通所介護の終了後、通院等乗降介助を利用して病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 通所介護事業所と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の2回について、通院等乗降介助を算定できる。**

・ 居宅

↓

・ 通所介護事業所 ※帰りの送迎を行わないため送迎減算を適用

↓ 通院等乗降介助（１回目）

・ 病院

↓ 通院等乗降介助（２回目）

・ 居宅

b 利用者が通院等乗降介助を利用して居宅から病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して通所介護事業所へ行く場合 居宅と病院の間の移送及び病院と通所介護事業所の間の移送の２回について、通院等乗降介助を算定できる。

・ 居宅

↓ 通院等乗降介助（１回目）

・ 病院

↓ 通院等乗降介助（２回目）

・ 通所介護事業所 ※行きの送迎を行わないため送迎減算を適用

↓

・ 居宅

c 利用者が居宅から通院等乗降介助を利用して複数（２か所）の病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 居宅と病院の間の移送、病院と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の３回について、通院等乗降介助を算定できる。

・ 居宅

↓ 通院等乗降介助（１回目）

・ 病院

↓ 通院等乗降介助（２回目）

・ 病院

↓ 通院等乗降介助（３回目）

・ 居宅

## **H12 老企 36 第 2 の 2**

（９）「通院等乗降介助」と通所サービス・短期入所サービスの「送迎」の区分

通所サービス又は短期入所サービスにおいて利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合は、**当該利用者の心身の状況により当該事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、短期入所サービスの送迎加算を算定することとし（通所サービスは基本単位に包括）、「通院等乗降介助」は算定できない。**

## （６）同一建物減算

### ★ 対象サービス 訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス

訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数が増加し、移動時間や移動距離が短くなっている実態を踏まえ、令和６年度介護報酬改定により、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな減算区分が設けられました。

減算の内容及び要件等を確認いただき、適正な取扱いをお願いします。

| 減算の内容  | 算定要件                                                                                                           |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①10%減算 | 事業所と同一の建物、同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する者に対してサービス提供した場合<br>※②及び④に該当する場合を除く                       |
| ②15%減算 | 同一敷地内建物等に１月あたりの利用者が50人以上居住しており、当該建物に居住する者に対してサービス提供した場合                                                        |
| ③10%減算 | １月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記①、②の建物を除く）に居住する者に対してサービス提供した場合                                                   |
| ④12%減算 | 正当な理由なく、事業所において、 <b>前６月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者に提供されたものの占める割合が100分の90以上</b> である場合<br>※②に該当する場合を除く |

### （参考）根拠法令 H12 厚告 19 別表 1 注 12

#### H12 老企 36 第 2 の 2

(16) 指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）等に居住する利用者に対する取扱い

#### ① 同一敷地内建物等の定義

注 12 における「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的

なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の一階部分に指定訪問介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

② 同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義  
イ（略）

ロ この場合の利用者数は、1 月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1 月間の利用者数の平均は、当該月における 1 日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。また、当該指定訪問介護事業所が、指定相当第一号訪問事業（介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 項第 1 号に定める基準に従い行う事業に限る。以下同じ。）と一体的な運営をしている場合、第一号訪問事業の利用者を含めて計算すること。

③ 当該減算は、指定訪問介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないように留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

（同一敷地内建物等に該当しないものの例）

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問介護事業所の指定訪問介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

⑤ 同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物の定義

イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問介護事業所の利用者が 50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。

ロ この場合の利用者数は、1 月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1 月間の利用者数の平均は、当該月における 1 日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

⑥ 指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。以下同じ。）に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合について

#### イ 判定期間と減算適用期間

指定訪問介護事業所は、毎年度 2 回、次の判定期間における当該事業所における指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の同一敷地内建物等に居住する利用者に提供される指定訪問介護のすべてについて減算を適用する。

- a 判定期間が前期（3 月 1 日から 8 月 31 日）の場合は、減算適用期間を 10 月 1 日から 3 月 31 日までとする
- b 判定期間が後期（9 月 1 日から 2 月末日）の場合は、減算適用期間を 4 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

なお、令和 6 年度については、a の判定期間を 4 月 1 日から 9 月 30 日、減算適用期間を 11 月 1 日から 3 月 31 日までとし、b の判定期間を 10 月 1 日から 2 月末日、減算適用期間を令和 7 年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

#### ロ 判定方法

事業所ごとに、当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合を計算し、90%以上である場合に減算する。（具体的な計算式）事業所ごとに、次の計算式により計算し、90%以上である場合に減算（当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち同一敷地内建物等に居住する利用者数（利用実人員））÷（当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者数（利用実人員））

#### ハ 算定手続

判定期間が前期の場合については 9 月 15 日までに、判定期間が後期の場合については 3 月 15 日までに、同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う指定訪問介護事業所は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果 90%以上である場合については当該書類を都道府県知事に提出することとする。なお、90%以上でなかった場合についても、当該書類は、各事業所において 2 年間保存する必要がある。

- a 判定期間における指定訪問介護を提供した利用者の総数（利用実人員）
- b 同一敷地内建物等に居住する利用者数（利用実人員）
- c ロの算定方法で計算した割合
- d ロの算定方法で計算した割合が 90%以上である場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

#### ニ 正当な理由の範囲

ハで判定した割合が 90%以上である場合には、90%以上に至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を都道府県知事に提出すること。なお、都道府県知事が当該理由を不適当と判断した場合は減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、

実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを都道府県知事において適正に判断されたい。

- a 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合。
- b 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- c その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

### 6.3.15 事務連絡「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)」

問9 同一建物減算についての新しい基準は、令和6年11月1日から適用とあるが、現在90%を超えている事業所が、減算適用されることになるのは、令和5年度後期(令和5年9月から令和6年2月末まで)の実績で判断するのではなく、令和6年度前期(令和6年4月から9月末まで)の実績で判断するということによいか。

答9 **貴見のとおりである、令和6年度前期の実績を元に判断し、減算適用期間は令和6年11月1日から令和7年3月31日までとなる。**この場合、令和6年10月15日までに体制等状況一覧表を用いて適用の有無の届出が必要となる。

**また、令和6年度後期(10月から令和7年2月末)に90%を超えた事業所については、減算適用期間は令和7年度の4月1日から9月30日までとなる。**

**なお、令和7年度以降は判定期間が前期(3月1日から8月31日)の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとし、判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。**

(令和6年度の取扱い)

| 令和<br>6年度 | 4<br>月 | 5<br>月 | 6<br>月 | 7<br>月 | 8<br>月 | 9<br>月 | 10<br>月  | 11<br>月  | 12<br>月 | 1<br>月 | 2<br>月 | 3<br>月   | 令和7年度<br>4月～9月末 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|---------|--------|--------|----------|-----------------|
| 前期        | 判定期間   |        |        |        |        |        | 届出<br>提出 | 減算<br>適用 | →       |        |        |          |                 |
| 後期        |        |        |        |        |        |        | 判定期間     |          |         |        |        | 届出<br>提出 | 減算適用            |

(令和7年度以降の取扱い)

| 令和<br>7年度 | 令和6年度<br>3月 | 4<br>月 | 5<br>月 | 6<br>月 | 7<br>月 | 8<br>月 | 9<br>月   | 10<br>月  | 11<br>月                                                                              | 12<br>月 | 1<br>月 | 2<br>月 | 3<br>月   | 令和8年度<br>4月～9月末 |
|-----------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|--------|----------|-----------------|
| 前期        | 判定期間        |        |        |        |        |        | 届出<br>提出 | 減算<br>適用 |  |         |        |        |          |                 |
| 後期        |             |        |        |        |        |        | 判定期間     |          |                                                                                      |         |        |        | 届出<br>提出 | 減算適用            |